

AED設置施設登録にご協力ください

～茨城県AED設置施設登録制度～

茨城県では、AED（自動体外式除細動器）の設置場所をあらかじめ県民の皆様にご案内いただき、緊急時において有効に活用できるよう「茨城県AED設置登録制度」を実施しております。
AED設置施設はホームページ等で所在地や地図情報をパソコンや携帯電話から閲覧できます。

■ 「茨城県AED設置施設登録制度」の概要

- ・心肺停止患者の救命率を向上するため、広く県民にAED設置施設の周知を図ることを目的としています。
- ・AED（自動体外式除細動器）の設置者から登録をしていただき、設置場所の一覧や地図情報をホームページ等で公表しています。
- ・登録施設には「AED設置施設登録」のステッカーを送付し、施設の入り口など見やすい場所に貼付していただきます。

■ 登録できる施設は・・・

- ・一般市民が利用可能なAEDを設置しており、原則として施設内に心肺蘇生法講習を受講した方がいる施設
※心肺蘇生法講習は各消防本部（消防署）、日本赤十字社茨城県支部、茨城県医師会等で実施しております。積極的な受講をお願いいたします。

■ 登録方法は・・・

インターネットでの登録

- ①茨城県保健福祉部医療政策課のホームページを開く
URL <http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/iryo/iryo/isei/div/system/emergency/aed/index.html#point5>
- ②インターネットで登録の「いばらき電子申請・届出サービス」をクリックしてください。
- ③設置場所、設置管理者等の必要事項を入力し送信してください。
- ④登録内容を確認後、ホームページに表示いたします。
- ⑤後日「AED登録施設」ステッカーを送付いたしますので施設の入り口等適切な場所に貼付してください。



いばらきデジタルまっぷ（地図情報）



AED設置施設ステッカー

郵送・FAXでの登録

- ①登録申請書に必要事項を記入のうえ、郵送又はFAXにより医療政策課あて送付してください。
- ②「インターネットでの登録」④、⑤と同様です。

■ お問い合わせ ■

茨城県保健福祉部医療政策課 医療整備担当

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6

TEL029-301-3186 FAX029-301-3199 メールアドレス iryo1@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/iryo/iryo/isei/div/iryoseibi.html>